

再商品化は委託することでも義務が果たせます。

容器包装リサイクル法では、「事業者自身が利用した容器包装の量、製造した容器の量に応じて再商品化すること」となっています。

特定事業者が再商品化義務を果たす方法には3とおりの方法があります。

容器包装の再商品化には3つのルートがあります。

▼ 行為の流れ ▲ 物の流れ

指定法人ルート

主務大臣が指定した指定法人に再商品化を委託する方法です。委託料金を支払い、再商品化を代行してもらいます。



独自ルート

事業者自らまたは再商品化事業者に委託して再商品化を行う方法です。主務大臣の認定が必要です。



自主回収ルート

リターナブルびんなど、自らまたは委託して回収する方法です。主務大臣の認定が必要です。

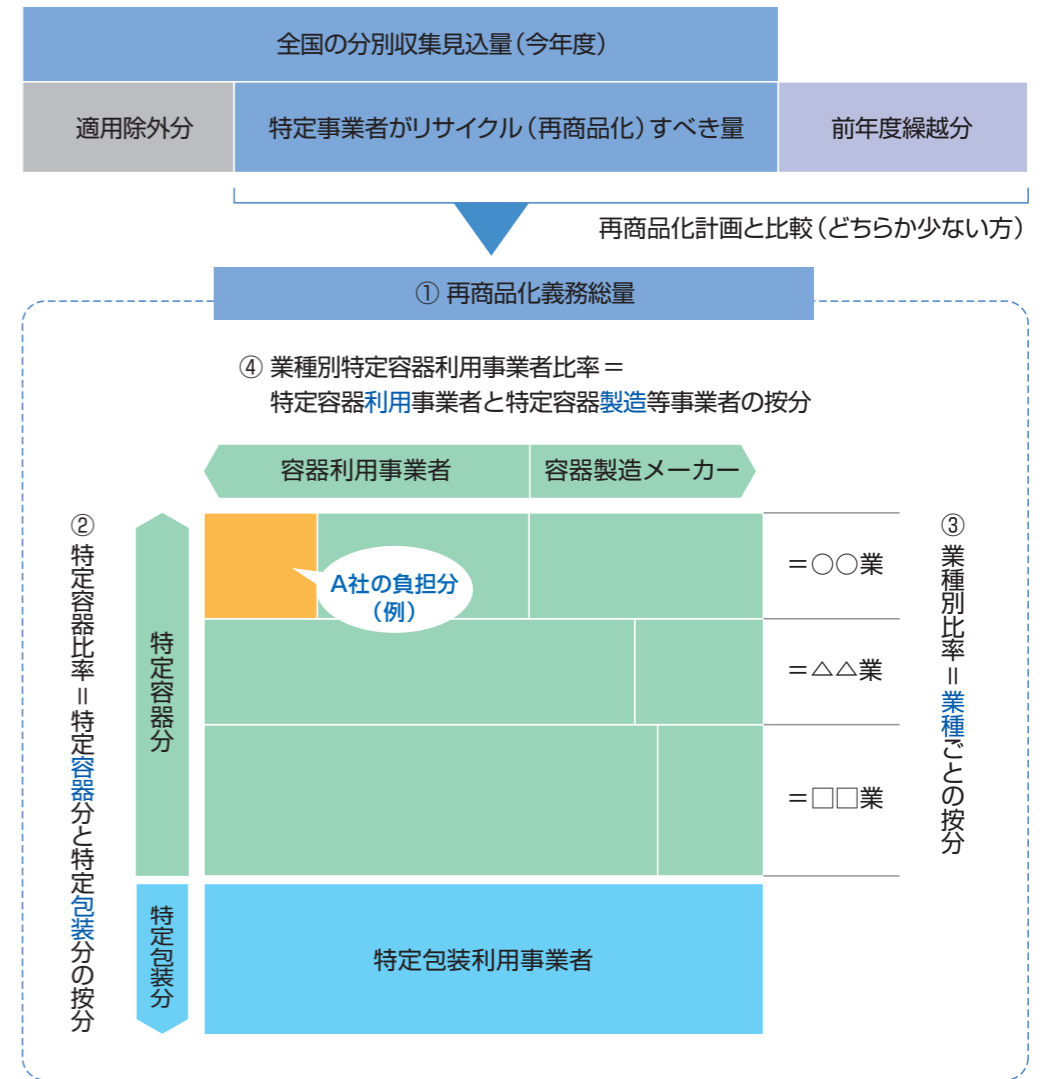


再商品化義務量の考え方は次のとおりです。

特定事業者の業種や利用する容器包装の種類等の区分ごとに主務大臣が定める算定係数を用いて特定事業者は、

容器包装の利用（製造）量に応じた再商品化義務量を算出します。

再商品化義務量の算出モデル



A社(特定容器利用事業者)の場合

$$\text{再商品化義務量} = \text{①} \times \text{②} \times \text{③} \times \text{④} \times \frac{\text{個別容器利用事業者排出見込量}}{\text{業種別容器利用事業者総排出見込量}}$$

$$\text{再商品化義務量} = \text{算定係数} \times \text{個別容器利用事業者排出見込量}$$

※算定係数は計算を簡単にするために各種係数を予めかけ合わせたもので、個々の事業者が再商品化義務量を算出するときに用います。なお、算出式に用いる各種係数は、国が毎年実施する実態調査に基づいて決定します。このため算定係数は年度ごとに変わります。